

熊本県公報

第 1 1 6 0 7 号
平成 19 年 10 月 5 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 1
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 1
○種畜証明書の交付	(畜産課) 2
○建築士を対象とする講習の指定	(建築課) 2
○県有林素材生産事業による素材売払代金に係る徴収事務委託	(森林整備課) 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定廃止	(障害者支援総室) 3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更	(") 3
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 3
○ " "	(") 3
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 4
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 4
公 告	
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画・技術管理課) 4
○開発行為工事完了	(建築課) 5
○ " "	(") 5
○災害共済事業の経営状況の公表	(管財課) 5
○公共測量の実施	(監理課) 10
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課) 10
○開発行為工事完了	(建築課) 10
○建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく監督処分	(監理課) 10
登 載 依 頼	
○通信指令システム装置の賃貸借にかかる競争入札に必要な資格について の告示	(警察本部地域課) 11
○通信指令システム装置の賃貸借にかかる一般競争入札の実施	(") 12
○確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則	(警察本部交通指導課) 14
○熊本県公安委員会に対する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する 法律に基づく再審査の申請及び事実の申告の取扱いに関する規則	(警察本部警務課) 14

告 示

熊本県告示第 836 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション創幸 熊本市九品寺三丁目 17 番 24 号九品寺 M・ II ビル 1 階	NPO 法人創幸	平成 19 年 9 月 20 日

熊本県告示第 837 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション創幸 熊本市九品寺三丁目 17 番 24 号九品寺 M・IIビル 1 階	NPO 法人創幸	平成 19 年 9 月 20 日

熊本県告示第 838 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施し、種畜証明書を交付したので告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄
- 3 検査実績

検査日	種畜証明書番号 (平 19 熊本県臨)	名 号	品 種	検査成績	飼 養 者	検査場所
平成 19 年 9 月 12 日 (水)	第 1 号	新重川	褐毛和種	1 級	熊本県農業研 究センター	合志市栄 3801
	第 2 号	幸豊	褐毛和種	1 級		
	第 3 号	春山都	褐毛和種	1 級		
	第 4 号	光晴重	褐毛和種	1 級		
	第 5 号	幸谷	黒毛和種	1 級		
	第 6 号	薩摩 3	黒毛和種	2 級		
	第 7 号	二郎	黒毛和種	2 級		

熊本県告示第 839 号

建築士を対象とする講習の指定に関する要項第 3 条第 1 項の規定に基づき指定したので、同要項第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施法人の名称及び住所
社団法人 熊本県建築士事務所協会 熊本市九品寺四丁目 8 番 17 号
- 2 定期講習又は特別講習の別
特別講習
- 3 講習の名称、目的及び対象者
 - (1) 名 称
建築士事務所の管理講習会
 - (2) 目 的
管理建築士等の資質の向上を図り、もって建築設計、工事監理の健全な発展と建築物の質の向上に寄与することを目的とする。
 - (3) 対象者
建築士事務所の開設者及び登録申請者並びに管理建築士及び新たに管理建築士になろうとする者
- 4 講習の実施日並びに実施会場及びその所在地
 - (1) 実施日 平成 19 年 11 月 14 日
 - (2) 実施会場 くまもと県民交流会館「パレア」10 階パレアホール
 - (3) 所在地 熊本市手取本町 8 番 9 号

熊本県告示第 840 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託することとしたので、告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 委託の内容
県有林素材生産事業による素材売払代金に係る徴収事務
- 2 委託の相手方
熊本県熊本市新屋敷一丁目 5 番 4 号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する日
平成 19 年 9 月 28 日から平成 20 年 3 月 31 日

熊本県告示第 841 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
厚生ヘルパーステーション 天草市諏訪町 1 番 21 号	医療法人社団 平成会 天草市諏訪町 1 番 21 号 新谷 陽一郎	平成 19 年 9 月 1 日	4313000020	居宅介護及び重度訪問介護

熊本県告示第 842 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
熊本タクシー株式会社 クマタクケアセンター 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	熊本市幸田一丁目 4 番 20 号	熊本市船場町下一 丁目 31 番地	平成 18 年 10 月 10 日

熊本県告示第 843 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県山鹿市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 844 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 845 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
三和苑デイサービスセンター 熊本市城山下代三丁目 6 番 5 号	社会福祉法人真光会	平成 19 年 10 月 1 日

熊本県告示第 846 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
三和苑デイサービスセンター 熊本市城山下代三丁目 6 番 5 号	社会福祉法人真光会	平成 19 年 10 月 1 日

公 告**熊本県公告第 801 号**

菊池市泗水町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏名	住所
退任		
理事	松 岡 一 俊	菊池市泗水町福本 1644 番地 1
"	松 岡 一 教	菊池市泗水町田島 3064 番地 2
"	植 島 隆 博	菊池市泗水町住吉 194 番地 1
"	山 本 昂 輔	菊池市泗水町住吉 4465 番地
"	荒 木 精 敏	菊池市泗水町永 764 番地
"	友 岡 一 房	菊池市泗水町永 3704 番地
"	中 山 茂 二	菊池市泗水町福本 1056 番地 1
"	後 藤 一 臣	菊池市泗水町吉富 722 番地
"	上 村 芳 一	菊池市泗水町豊水 713 番地
"	生 田 宏	菊池市泗水町豊水 4271 番地
"	佐々木 宏	菊池市泗水町亀尾 2987 番地
"	瀬 戸 六 生	菊池市泗水町田島 1884 番地
"	岩 下 憲 義	菊池市泗水町南田島 324 番地
監事	荒 木 光 雄	菊池市泗水町永 769 番地
"	佐 藤 法 喜	菊池市泗水町吉富 1467 番地
"	春 田 精 一	菊池市泗水町田島 1816 番地
就任		
理事	松 岡 一 教	菊池市泗水町田島 3064 番地 2
"	森 直 利	菊池市泗水町住吉 617 番地 1
"	平 島 信 昭	菊池市泗水町住吉 2809 番地
"	古 庄 健 次	菊池市泗水町永 3138 番地
"	古 荘 芳 郎	菊池市泗水町富納 424 番地 1

理事	鳥 岡 信 義	菊池市泗水町福本 990 番地
"	梁 池 清 彌	菊池市泗水町吉富 2041 番地
"	右 田 博 昭	菊池市泗水町吉富 2448 番地 2
"	緒 方 明 久	菊池市泗水町豊水 6 番地
"	末 田 博 幸	菊池市泗水町豊水 2312 番地 1
"	林 幸 博	菊池市泗水町田島 1932 番地
"	福 島 英 明	菊池市泗水町南田島 1114 番地
監事	山 本 昂 輔	菊池市泗水町住吉 4465 番地
"	工 藤 英 一	菊池市泗水町亀尾 3028 番地
"	泉 田 久	菊池市泗水町南田島 1049 番地

熊本県公告第 802 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字枉松 403 番の一部
1,232.18 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市清水新地三丁目 3 番 33 号
熊本親和土地有限会社

熊本県公告第 803 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇城市松橋町松橋字前田 356 番 2
3,903.15 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市尾ノ上一丁目 5 番 20 号
株式会社南栄開発

熊本県公告第 804 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 2 第 3 項の規定により、火災、水災、震災その他の災害による財産の損害に対して財団法人都道府県会館及び社団法人全国公営住宅火災共済機構が行う相互救済事業の経営状況について、次のとおり公表する。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(財) 都道府県会館分

1 災害共済事業

(1) 事業実績

ア 建物共済事業

加入団体数	47 都道府県
加入棟数	91,782 棟
共済責任額	3,905,955,150 千円
共済基金分担金（解約返戻金差引後）	766,365,992 円
災害共済金被災件数	1,048 件
災害共済金	391,405,361 円
災害見舞金被災件数	13 件
災害見舞金	1,132,110 円

(2) 収支計算

ア 収入

事業収入	766,880,710 円
雑収入	317,187,328 円
返還金収入	113,000,000 円
繰入金収入	3,100,000 円
当期収入合計 (A)	1,200,168,038 円
前期繰越収支差額	541,579,855 円
収入合計 (B)	1,741,747,893 円

イ 支出

管理費	58,785,750 円
事業費	393,890,033 円
諸支出金	214,374,672 円
固定資産取得支出	0 円
積立預金支出	452,670,000 円
当期支出合計 (C)	1,119,720,455 円
当期収支差額 (A) - (C)	80,447,583 円
次期繰越収支差額 (B) - (C)	622,027,438 円

(3) 正味財産増減計算

ア 増加の部

資産増加額 (A)	533,117,583 円
-----------	---------------

イ 減少の部

資産減少額 (B)	148,250,809 円
当期正味財産増加額 (A) - (B)	384,866,774 円
前期繰越正味財産額	21,662,502,190 円
期末正味財産合計額	22,047,368,964 円

2 機械損害共済事業

(1) 事業実績

加入団体数	30 都道府県 1 市
加入件数	332 件
共済責任額	272,414,415 千円
共済基金分担金	335,692,477 円
被災件数	12 件
災害共済金	227,464,759 円

(2) 収支計算

ア 収入

事業収入	335,692,477 円
雑収入	98,239,687 円
当期収入合計 (A)	433,932,164 円
前期繰越収支差額	122,987,716 円
収入合計 (B)	556,919,880 円

イ 支出

管理費	12,911,488 円
事業費	228,338,309 円
諸支出金	760,000 円
当期支出合計 (C)	242,009,797 円
当期収支差額 (A) - (C)	191,922,367 円
次期繰越収支差額 (B) - (C)	314,910,083 円

(3) 正味財産増減計算

ア 増加の部

資産増加額 (A)	199,797,367 円
-----------	---------------

イ 減少の部

資産減少額 (B)	18,060,000 円
当期正味財産減少額 (A) - (B)	181,737,367 円
前期繰越正味財産額	6,478,492,716 円
期末正味財産合計額	6,660,230,083 円

(社) 全国公営住宅火災共済機構分

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	709
加入戸数	843,001 戸
共済委託契約金額	7,511,809,878,000 円
火災共済掛金	1,008,826,395 円
被災戸数	460 戸
火災共済給付金	393,510,652 円
特定給付金	15,350,690 円
復興建築助成戸数	115 戸
復興建築助成金	51,982,005 円
住宅災害見舞戸数	2,789 戸
住宅災害見舞金	41,973,000 円
住宅防火施設整備補助会員数	107
住宅防火施設整備補助金	48,096,100 円

2 収支計算

(1) 収入

火災共済掛金収入	1,008,826,395 円
建物管理の部収入	44,055,982 円
その他の収入	2,834,643,512 円
当期収入合計 (A)	3,887,525,889 円
前期繰越収支差額	53,798,324 円
収入合計 (B)	3,941,324,213 円

(2) 支出

事業費	692,350,264 円
管理費	153,486,282 円
建物管理費	25,894,669 円
特定資産等取得支出	2,466,757,940 円
当期支出合計 (C)	3,338,489,155 円
当期収支差額 (A) - (C)	549,036,734 円
次期繰越収支差額 (B) - (C)	602,835,058 円

熊本県の加入実績（平成 1 8 年度実績）

1（財）都道府県会館分

（1）建物共済事業

棟 数	1, 147 棟
面 積	1, 568, 869 m ²
共 済 責 任 額	106, 050, 537 千円
共 済 基 金 分 担 金	21, 171, 899 円

（2）機械損害共済事業

発 電 所 数	9 件
共 済 責 任 額	7, 968, 039 千円
共 済 基 金 分 担 金	9, 304, 908 円

2（社）全国公営住宅火災共済機構分

棟 数	1, 239 棟
面 積	689, 675. 59 m ²
共済委託契約金額	90, 470, 822 千円
火 災 共 済 掛 金	12, 102, 389 円
委 託 料	980, 000 円

熊本県公告第 805 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（八幡・川尻地区道路台帳整備事業）	平成 19 年 10 月 9 日から 平成 20 年 3 月 18 日まで	熊本市八幡・川尻地区

熊本県公告第 806 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	玉名Ⅱ期 （熊本市、 玉名市、長 洲町）	平成 14 年 3 月 27 日	平成 19 年 3 月 30 日	熊本県
区画整理、農業用道路、 農業用排水施設	末広（玉名 市）	平成 12 年 3 月 31 日	平成 19 年 8 月 13 日	熊本県

熊本県公告第 807 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字大窪 1758 番 3、同 1758 番 9、同 1758 番 10 及び同 1758 番 11
843.64 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区大名一丁目 2 番 23 号
株式会社ユニカ

熊本県公告第 808 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 19 年 9 月 28 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 有限会社パレスハウジング
八代市水島町 2201-37
代表取締役 洲崎 重明
熊本県知事許可（般-17）第 07110 号
 - (2) 有限会社熊本ファミリーホーム
熊本市健軍 4-14-1
代表取締役 矢野 祐一
熊本県知事許可（般-16）第 14826 号
 - (3) 有限会社金枝建設
宇城市不知火町亀松 314-1
代表取締役 金枝 孝男
熊本県知事許可（般-15）第 14591 号
 - (4) 高田興業
宇土市松山町 855-7
代表者 高田 武
熊本県知事許可（般-14）第 05686 号

- (5) 有限会社田代産業
宇土市新開町 1212-1
代表取締役 田代 豊
熊本県知事許可(般-17) 第 03603 号
- (6) 有限会社楠建設工業
熊本市八反田 3-15-20
代表取締役 楠本 満徳
熊本県知事許可(般-14) 第 14289 号
- 3 処分の内容
建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
上記業者については、営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成 19 年 8 月 15 日付けで公告したが、その公告の日から 30 日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。
このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に該当すると認められる。
- 5 教示
この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県知事に異議申立てをすることができる(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなる。)
行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日(当該処分につき異議申立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となる。)、処分の取消の訴えを提起することができる(なお、この処分があったことを知った日又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

登 載 依 頼**熊本県警察本部告示第 8 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 調達する物品及び数量
通信指令システム装置 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3 の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581(ダイヤルイン)
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 10 月 5 日(金)から平成 19 年 10 月 24 日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 21 年 9 月 30 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日まで行う。

熊地公告第 903 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
通信指令システム装置 一式
- (2) 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 借入期間
平成 20 年 3 月 1 日から平成 25 年 2 月 28 日まで
- (4) 納入期限
平成 20 年 2 月 29 日（金）
- (5) 納入場所
要求仕様書による。
- (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であることを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査の上、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種 OA 機器類）に登録された者であること。
- (2) 2 の（1）に掲げる入札参加資格を有する者で、競争入札資格確認申請書及び入札対象機種審査申請書を平成 19 年 11 月 7 日（水）午後 5 時までに 3 の場所に提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 4 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 契約条項を示す場所

熊本県警察本部生活安全部地域課通信企画係（熊本県警察本部庁舎 8 階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-0110（内線 3623）

4 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成 19 年 10 月 5 日（金）から平成 19 年 10 月 31 日（水）までの日（県の休日を除く。）午前 9 時から午後 5 時までとする。
 - イ 交付場所
3 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成 19 年 11 月 14 日（水）午前 11 時から
 - イ 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部庁舎 2 階 201 会議室
- (4) 入札書の提出方法
4 の（3）に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3 に記載の場所に平成 19 年 11 月 13 日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

5 その他

- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの金額に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2 以上の意思表示をした入札
 - コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
要
 - イ 落札者からの契約締結の申出期間
落札者決定の日から 7 日以内とする。
 - ウ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。)
- (8) その他詳細は入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) Name and quantity of commodity:
One set of personal computers for Communications Command and Control System.
- (2) Deadline for supply of items:
February 29th, 2008.
- (3) Date and place to submit bidding:
November 14th, 2007, 11:00a.m.
Kumamoto Prefectural Police
2nd floor 201 meeting room
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture

- 862 - 8610 japan
(4) Deadline to submit bidding proposal by mail (Registered only) :
November 13th, 2007, 5:00p.m.
(5) Language and currency to be use for bidding:
Japanese language and currency only
(6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Community Police Affairs Division
Community Safety Department
Kumamoto Prefectural Police
6 - 18 - 1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862 - 8610 Japan
Tel. 096 - 381 - 0110 (3623)

熊本県公安委員会規則第 16 号

確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則（平成 17 年熊本県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 4 号二のロ、別記様式第 14 号、別記様式第 17 号（裏）注意事項及び別記様式第 22 号中「第 119 条の 3 第 1 項第 3 号」を「第 119 条の 2 第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県公安委員会規則第 17 号

熊本県公安委員会に対する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく再審査の申請及び事実の申告の取扱いに関する規則を次のように定める。

平成 19 年 10 月 5 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県公安委員会に対する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく再審査の申請及び事実の申告の取扱いに関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、熊本県公安委員会に対する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 230 条第 1 項の規定に基づく再審査の申請及び同法第 232 条第 1 項の規定に基づく事実の申告の取扱いについて必要な事項を定める。

（再審査申請書の交付）

第 2 条 警察署長（以下「署長」という。）は、被留置者が再審査の申請を希望する場合には、当該被留置者に対し、速やかに、再審査申請書（別記様式第 1 号）を交付しなければならない。

（再審査申請書の作成）

第 3 条 署長は、再審査申請書を自書できない被留置者から代書の申出があった場合には、留置担当官の中から適任者を指定して代書させなければならない。

2 署長は、被留置者が 2 人以上共同して、又は他の被留置者に代わって再審査申請書を作成することを申し出た場合には、これを認めないものとする。

3 署長は、被留置者が再審査申請書の発送を申し出た場合には、留置担当官を立ち会わせた上、当該被留置者に封筒に再審査申請書を入れさせ、封かんを行わせた後に留置担当官に提出させるものとする。

4 被留置者が作成中の再審査申請書を個人保管庫に保管する場合には、留置担当官を立ち会わせた上、当該被留置者に封筒に再審査申請書を入れさせ、封かんを行わせるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、再審査申請書の作成に関し必要な事項は、署長が定めるものとする。

（申請期間）

第 4 条 法第 230 条第 3 項において準用する行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「審査法」という。）第 14 条第 4 項の規定により再審査の申請の期間の計算をするに当たっては、同項の「送付に要した日数」に留置施設において再審査申請書の送付手続に要した日数を含めるものとする。

（補正）

第 5 条 法第 230 条第 3 項において準用する審査法第 21 条の規定による補正の命令は、再審査申請書を提出した者（以下「申請人」という。）に再審査申請補正命令書（別記様式第 2 号）を送付することにより行わなければならない。

（執行停止）

第 6 条 法第 230 条第 3 項において準用する審査法第 34 条第 2 項の規定による執行停止は、書面により行わなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の書面を、ファクシミリ装置その他隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信することができる。

(裁決の方式)

第 7 条 法第 230 条第 3 項において準用する審査法第 41 条第 1 項の規定により、裁決の方式は、再審査申請裁決書（別記様式第 3 号）により行わなければならない。

- 2 署長は、法第 230 条第 3 項において準用する審査法第 42 条第 2 項の規定により再審査申請裁決書の謄本が申請人に送付されたときは、速やかにこれを交付しなければならない。ただし、釈放その他の事由により申請人に再審査申請裁決書の謄本を交付できないときは、公安委員会に返送するものとする。

- 3 公安委員会は、申請人が再審査の申請に係る留置施設と異なる留置施設に留置されている場合には、再審査申請裁決書の謄本を当該留置施設の署長にも送付しなければならない。

(取下げ)

第 8 条 署長は、申請人が再審査の申請を取り下げを希望する場合には、当該申請人に対し、再審査申請取下げ書（別記様式第 4 号）を交付しなければならない。

- 2 公安委員会は、再審査申請取下げ書を受理したときは、再審査の申請を終結させるものとする。

- 3 第 3 条第 1 項及び第 5 項の規定は、再審査の申請の取下げについて準用する。この場合において、同条第 1 項及び第 5 項中「再審査申請書」とあるのは「再審査申請取下げ書」と読み替えるものとする。

(事実再申告書の交付及び作成)

第 9 条 署長は、被留置者が、法第 232 条第 1 項の規定による事実の申告を希望する場合には、当該被留置者に対し、速やかに、事実再申告書（別記様式第 5 号）を交付しなければならない。

- 2 第 3 条の規定は、事実再申告書の作成について準用する。この場合において、同条中「再審査申請書」とあるのは「事実再申告書」と読み替えるものとする。

(申請期間)

第 10 条 法第 232 条第 3 項において準用する審査法第 14 条第 4 項の規定により事実の申告の期間の計算をするに当たっては、同項の「送付に要した日数」に留置施設において事実再申告書の送付手続に要した日数を含めるものとする。

(補正)

第 11 条 法第 232 条第 3 項において準用する審査法第 21 条の規定による補正の命令は、事実再申告書を提出した者（以下「申告人」という。）に事実再申告補正命令書（別記様式第 6 号）を送付することにより行うものとする。

(確認結果通知の方式)

第 12 条 法第 232 条第 3 項において準用する審査法第 41 条第 1 項の規定により、確認結果通知の方式は、事実再申告確認書（別記様式第 7 号）により行わなければならない。

- 2 署長は、事実再申告確認書が申告人に送付されたときは、速やかにこれを交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申告人に事実再申告確認書を交付できないときは、申告先である公安委員会に返送するものとする。

- 3 公安委員会は、法第 232 条第 3 項において準用する法第 164 条第 1 項に規定する事実の有無について確認したときは、その結果を事実の申告に係る署長に通知するものとする。

(取下げ)

第 13 条 署長は、申告人が事実の申告を取り下げを希望する場合には、その者に対し、事実再申告取下げ書（別記様式第 8 号）を交付するものとする。

- 2 第 3 条第 1 項及び第 5 項並びに第 8 条第 2 項の規定は、事実の申告の取下げについて準用する。この場合において、第 3 条第 1 項及び第 5 項中「再審査申請書」とあり、及び第 8 条第 2 項中「再審査申請取下げ書」とあるのは「事実再申告取下げ書」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

再 審 査 申 請 書

熊本県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 2 3 0 条第 1 項の規定により、再審査の申請を行います。

1 申請人の氏名及び性別 印 ☐男 ☐女

2 生年月日及び年齢 年 月 日生 歳

3 現在留置されている警察署の名称 警察署

4 釈放後の連絡先（住所）

電話

5 再審査の申請に係る措置（不服とする措置）

6 上記措置があったことを知った年月日 年 月 日

7 上記措置を行った警察署長 警察署長

8 上記措置に係る審査の申請の事案番号 年第 号

9 上記措置に係る裁決の告知があった年月日 年 月 日

10 再審査の申請に関する上記警察署長の教示の有無及びその内容

☐有 ☐無

11 再審査の申請の趣旨

12 再審査の申請の理由

[illegible]

別記様式第 2 号（第 5 条関係）

再 審 査 申 請 補 正 命 令 書

熊本県公安委員会達警第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

あなたが 年 月 日付けで提出した再審査の申請は、下記の
事項が不完全ですから、 年 月 日までに書面で提出してくだ
さい。

なお、上記期限までに補正に応じないときは、不適法な再審査の申請とし
て却下されることがあります。

記

別記様式第 3 号（第 7 条関係）

再 審 査 申 請 裁 決 書

熊本県公安委員会指令警第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

あなたが 年 月 日付けで提出した再審査の申請については、下記のとおり裁決する。

記

1 主文

2 理由

別記様式第 4 号（第 8 条関係）

再 審 査 申 請 取 下 げ 書

____年 ____月 ____日

熊本県公安委員会 殿

留置警察署名 _____警察署

氏名 _____印

私が提出した下記の再審査の申請は、これを取り下げます。

記

（記載例）

- 1 ○○年○○月○○日に提出した再審査の申請
- 2 ○○年○○月○○日から○○年○○月○○日の間に提出した再審査の申請

別記様式第 5 号（第 9 条関係）

事 実 再 申 告 書

熊本県公安委員会 殿

申告日 年 月 日

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 2 3 2 条第 1 項の規定により、事実の申告を行います。

1 申告人の氏名及び性別 印 ☐男 ☐女

2 生年月日及び年齢 年 月 日生 歳

3 現在留置されている警察署の名称 警察署

4 申告に係る事実

5 上記事実があった年月日 年 月 日

6 上記事実があった警察署 警察署

7 上記事実に係る申告の事案番号 年第 号

8 上記事実に係る通知を受けた年月日 年 月 日

9 事実の申告に関する上記警察署長の教示の有無及びその内容

☐有 ☐無

別記様式第 6 号（第 1 1 条関係）

事 実 再 申 告 補 正 命 令 書

熊本県公安委員会達警第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

あなたが 年 月 日付けで提出した事実の申告は、下記の
事項が不完全ですから、 年 月 日までに書面で提出してくだ
さい。

なお、上記期限までに補正に応じないときは、不適法な事実の申告として
却下されることがあります。

記

別記様式第 7 号（第 1 2 条関係）

事 実 再 申 告 確 認 書

熊本県公安委員会指令警第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

あなたが 年 月 日付けで提出した事実の申告については、
下記のとおり確認する。

記

1 主文

2 理由

別記様式第 8 号（第 1 3 条関係）

事 実 再 申 告 取 下 げ 書

____年 ____月 ____日

熊本県公安委員会 殿

留置警察署名 _____警察署

氏名 _____印

私が提出した下記の事実の申告は、これを取り下げます。

記

(記載例)

- 1 ○○年○○月○○日に提出した事実の申告
- 2 ○○年○○月○○日から○○年○○月○○日の間に提出した事実の申告